



# 茨城県報

第 2175 号

平成22年4月26日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 使用料の徴収事務の委託（空港対策課）…………… 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（障害福祉課）…………… 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）…………… 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（6件）（中小企業課）…………… 4
- 公金の収納及び支出の事務の委託（林政課）…………… 8
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（林業課）…………… 8
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）…………… 12

#### （ 公 安 委 員 会 ）

- 警備員指導教育責任者講習の実施…………… 12

#### （ 選 挙 管 理 委 員 会 ）

- 個人演説会等を開催する施設の指定…………… 15

### 公 告

- 茨城県土地利用基本計画の変更（水・土地計画課）…………… 16
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）…………… 23
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）…………… 24
- 基本測量の実施（用地課）…………… 25
- 開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）…………… 25

#### （ 企 業 局 ）

- 落札者等の公示…………… 26

#### （ 病 院 局 ）

- 落札者等の公示…………… 26

#### （ 監 査 委 員 ）

- 定期監査の公表…………… 27
- 財政的援助団体等の監査の公表…………… 32

## 告 示

### 茨城県告示第533号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した

ので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成22年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 茨城県水戸市笠原町978-25  
財団法人 茨城県企業公社
- 2 委託の内容 つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例（平成3年茨城県条例第5号）第15条に規定する  
つくばヘリポートの使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

#### 茨城県告示第534号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成22年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810101170	ヘルパーステーションかくらい	水戸市加倉井町104	社会福祉法人ひだまり会	水戸市加倉井町104	平成22年 4 月 1 日	居宅介護 行動援護

#### 茨城県告示第535号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成22年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810101147	就労支援事業所あかつか	水戸市赤塚 1 丁目 1 番	水戸市	水戸市中央 1 - 4 - 1	平成22年 4 月 1 日	就労継続支援 B 型

#### 茨城県告示第536号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 1 項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第 2 号の規定により告示する。

平成22年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容			変 更 年月日
			変更事項	変更前	変更後	
0810100750	就労支援事業所ばせふる	就労移行支援 就労継続支援 A 型	事業所の 名 称	就労支援事業所ばせふる	就労支援事業所水戸市リサイクルセンター	平成22年 4 月 1 日

## 茨城県告示第537号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 瀨 裕 正

## (2) 住所

つくば市西大橋599番地1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ日立神峰店

日立市神峰町1丁目7番7号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	小 瀨 裕 正
未定	未定	未定

## (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年12月10日

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,414㎡

## (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 120台

イ 駐輪場の収容台数 98台

ウ 荷さばき施設の面積 70㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 29㎡

## (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～翌午前0時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成22年 4 月 8 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第538号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル日立会瀬店・サンドラッグ日立会瀬店

日立市会瀬町 4 丁目40- 1 の一部 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成22年 3 月29日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 川又 諭

（変更後）代表取締役 佐藤 修二

(3) 届出年月日

平成22年 3 月16日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第539号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立鮎川ショッピングセンター・プレーゴ

日立市鮎川町一丁目156番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成22年 3 月29日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 鮎川ショッピングセンター

(変更後) 日立鮎川ショッピングセンター・プレーゴ

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 川又 諭

(変更後) 代表取締役 佐藤 修二

(3) 届出年月日

平成22年 3 月16日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第540号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ日立本店・ワンダーグー日立中央店

日立市鮎川町 1 丁目316番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成22年 3 月29日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 川又 諭

(変更後) 代表取締役 佐藤 修二

(3) 届出年月日

平成22年 3 月16日

2 市町村の意見

特になし

### 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

#### 茨城県告示第541号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ日立店

日立市城南町794番1 外

##### (2) 届出の概要

###### ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成22年3月29日

###### イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 代表取締役 川又 諭

（変更後） 代表取締役 佐藤 修二

##### (3) 届出年月日

平成22年3月16日

#### 2 市町村の意見

特になし

### 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

#### 茨城県告示第542号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立成沢ショッピングセンター・プレーゴ

日立市中成沢町2丁目3-1 外

##### (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成22年 3 月29日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 川又 諭

(変更後) 代表取締役 佐藤 修二

(3) 届出年月日

平成22年 3 月16日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第543号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリつくば店

つくば市学園南 E110 街区 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成22年 4 月 5 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ニトリつくば店

つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業地内 E110 街区 1 画地

(変更後) ニトリつくば店

つくば市学園南 E110 街区 1

(3) 届出年月日

平成22年 3 月23日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

**茨城県告示第544号**

林業・木材産業改善資金貸付事業に係る公金の収納及び支出の事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次に掲げるものに委託した。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 受託者名**

- (1) 茨城県森林組合連合会 代表理事会長 平塚 修  
所在地 水戸市三の丸1丁目3番2号
- (2) 茨城県木材協同組合連合会 代表理事 打越 芳男  
所在地 水戸市三の丸1丁目3番2号

**2 委託期間**

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

**3 収納の方法**

口座振替の方法による

**茨城県告示第545号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的**

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年10月8日農林省告示第1669号，昭和58年2月21日農林水産省告示第205号，平成1年8月9日農林水産省告示第1027号，平成1年11月2日農林水産省告示第1457号，平成2年8月13日農林水産省告示第1055号，平成3年6月6日農林水産省告示第772号，平成3年11月8日農林水産省告示第1351号，平成5年2月26日農林水産省告示第181号，平成6年4月12日農林水産省告示第706号，平成7年8月28日農林水産省告示第1351号，平成7年8月28日農林水産省告示第1353号，平成7年8月28日農林水産省告示第1355号，平成7年12月27日農林水産省告示第2103号，平成8年8月7日農林水産省告示第1206号，平成8年8月9日農林水産省告示第1300号，平成11年9月28日農林水産省告示第1236号，平成11年9月28日農林水産省告示第1237号，平成11年9月28日農林水産省告示第1238号，平成11年12月6日農林水産省告示第1554号，平成13年9月10日農林水産省告示第1221号，平成13年9月27日農林水産省告示第1326号，平成14年2月25日農林水産省告示第429号

**(2) 変更に係る指定施業要件****ア 立木の伐採の方法**

変更しない。

**イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は，次のとおりとする。

**2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

茨城県常陸大宮市小田野字湯香2480番，2481番1，2487番4，2488番1，2488番2，2489番，久隆字手古屋日向1280番1から1280番7まで，字手古屋フウキ作り北向1279番，字長崎沢88番から94番まで，88番1，90



番 1, 91 番 1, 93 番 1, 93 番 2, 96 番, 97 番, 100 番 2, 字フウキ作り1278番1から1278番4まで, 字手古屋1281番, 水之沢字愛宕沢1421番1から1421番4まで, 1424番, 1424番1, 1424番2, 1425番1, 1425番3から1425番5まで, 1425番7から1425番9まで, 1425番11から1425番15まで, 1426番, 字釜久保2063番1, 2064番, 2064番1, 2068番1から2068番4まで, 2068番6, 字クルミガ沢1333番, 字細草沢1411番, 1411番1, 1415番, 1416番, 1416番1, 1416番2, 1417番1, 1417番2, 1417番4, 1417番5, 1417番7から1417番9まで, 1418番1から1418番7まで, 1419番1, 1419番2, 1420番1, 1420番2, 字大四河原1656番から1658番まで, 字道場1645番1から1645番4まで, 1648番2, 1648番3, 1649番1, 1649番2, 1652番, 字美ノ巳1453番, 1455番, 1456番, 1457番1, 1457番2, 1458番, 1459番1, 1459番2, 1461番1, 1461番2, 1463番, 1464番1, 1464番2, 1465番1から1465番3まで, 1466番, 1466番1, 1467番, 1469番, 1469番1, 1470番, 1471番1, 1471番3から1471番5まで, 1471番7から1471番9まで, 下伊勢畑字相川大平上町2867番から2869番まで, 2864番3, 下檜沢字沢口388番1, 388番2, 389番, 394番, 395番1, 395番2, 401番, 字谷川沢308番1, 308番2, 308番4から308番29まで, 309番1, 309番2, 310番, 310番1から310番4まで, 316番1から316番5まで, 字道場1472番, 1473番, 字矢ノ沢1162番1から1162番9まで, 1163番1, 1163番2, 1165番1から1165番3まで, 1166番1から1166番31まで, 1167番1から1167番8まで, 1168番, 1169番1, 1169番2, 1170番1から1170番14まで, 字寄藤578番から580番まで, 582番1, 583番から588番まで, 583番1, 586番1, 587番1, 589番1, 589番3, 589番4, 590番, 591番1から591番4まで, 592番1, 592番2, 594番, 594番2, 595番, 596番2, 596番3, 598番, 600番2から600番5まで, 千田字和平1069番, 1070番, 高部字木ノ出口3830番, 字桐ノ免3829番, 字下ノ沢3814番, 字袖ノ久保3820番, 3821番, 字八ノ沢3808番, 字向川原3815番, 3819番1, 3819番4, 字向沢3810番1, 盛金字光明沢2183番4, 字富士山2390番, 字富士馬場2392番, 字防ヶ沢2571番5, 2572番2, 字四ツ曾根沢2522番, 2523番, 2524番1から2524番3まで, 鷲子字五舛内2643番3, 字越路2626番1, 2626番10, 2626番11, 2626番14, 2626番15, 2626番17, 2626番18, 2626番22から2626番24まで, 2626番27, 2626番28, 2626番30, 2626番32, 2626番33, 2626番36から2626番44まで, 2631番1, 2631番3, 2641番1, 2642番, 字関ノ沢3205番から3208番まで, 3210番1, 3210番2, 字鳥居戸3142番1, 3143番1, 3165番1, 3167番1, 3267番2, 3171番2, 3171番3, 3181番から3183番まで, 字松山2082番1から2082番3まで, 2082番5から2082番18まで, 2083番4, 2083番7, 2083番10, 2083番11, 2083番13, 2083番15から2083番20まで, 2085番, 字松山入2080番1から2080番4まで, 字三川戸3219番から3224番まで, 3224番1, 3224番2, 3224番4, 3224番5, 3252番1から3252番13まで, 3252番15から3252番23まで, 3252番26から3252番29まで, 3252番32から3252番35まで, 3252番37から3252番45まで, 字和田向2670番, 2671番1, 2685番3, 2685番5, 桜川市真壁町椎尾字入3297番1, 3298番1, 3298番2, 3301番, 3302番, 字鬼ヶ作3329番1, 3329番3, 3329番4, 3329番6, 字白石3330番

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については, 主伐は, 択伐による。

字入3298番1, 3298番2

(イ) その他の森林については, 主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茨城県常陸大宮市入本郷字坏ノ上1380番2, 1381番, 字吉法1401番1, 字寺前1081番1, 1084番, 字山室1398番3, 大岩字石原1634番1, 字三賀向858番, 859番, 字田ノヤツ1630番, 字富士山2184番, 字前ノ内2090番, 字向田2191番, 小倉字岩ノ内1592番1, 字天神山7番, 9番2, 字水吸1754番1, 1754番3, 1755番, 字猿田22番から25番まで, 24番1, 27番, 字山根38番, 小貫字柿ケ平1番1, 1番2, 2番, 3番, 上小瀬字篠沢5363番, 5364番1, 字高館5535番1, 字瀧ケ入5352番, 上檜沢字平山2533番, 2534番, 北富田字堂ノ入429番, 氷之沢字笹山2983番1から2983番3まで, 2984番4, 小舟字雨降沢811番, 813番, 814番, 字才勝沢809番, 字佐平3490番, 字滝ノ上3161番, 字馬込3165番, 塩原字高助2413番4から2413番7まで, 2413番16, 2413番17, 2413番19から2413番21まで, 2413番43から2413番56まで, 下小瀬字後沢2068番2から2068番4まで, 字石山1983番1, 1983番2, 字猪伏2064番1, 2066番, 字小野窪沢2038番1, 字隠沢1986番1, 下檜沢字小山1050番, 1050番1, 1052番, 1053番1から1053番3まで, 1054番, 1055番, 1058番, 1058番1, 1060番, 字新田759番から761番まで, 765番1, 765番2, 字町井沢1037番から1039番まで, 1041番, 1042番, 字宿1070番3, 1070番4, 3267番2, 3267番3, 諸沢字宝明3824番1, 字宝明向3725番, 字地切向3684番, 3686番, 5423番, 字縄目向5422番, 字深申5514番2, 高部字下河原向5370番, 5371番, 字赤坂609番1, 字愛宕沢5360番1, 字磯上沢3548番1, 3548番2, 3548番5, 字大久保3541番, 3542番1, 3542番2, 字大縄向5367番, 5368番, 字隠里5246番1, 5246番3, 字行人沢3547番1, 3547番2, 字坂口5185番1, 5185番3, 字沢口5341番1, 字三居沢3543番, 3546番, 字関山5242番, 字関山沢5244番, 字袖ノ久保3822番, 字谷熊向5241番1, 5241番3, 5241番4, 字蔦沢3540番, 字野沢5318番1, 5318番2, 5330番1, 字畑向2278番1, 字向沢3810番1, 5344番, 字向館5337番, 5340番2, 字若林605番1, 605番3, 辰ノ口字香山2221番46, 2221番51, 字滝沢2213番, 2217番, 2218番, 2218番1, 2218番2, 2214番・2215番合併, 2216番, 字二枚橋1番, 1番1, 2番1, 2番2, 5番から7番まで, 照山字後沢20番, 22番, 23番1, 字東39番1, 字前沢10番1, 舟生字戸屋193番5, 字山神338番, 352番, 盛金字清水平3526番, 字門十沢3520番, 字イスフスバ3310番1から3310番3まで, 字シンチ3333番, 字ニタクラ沢3194番, 3195番, 3198番, 字檜沢口3202番, 字古畑沢3311番1, 3311番2, 山方字下沢河東4479番1から4479番3まで, 字塚田4465番1, 字堂平4507番1から4507番3まで, 4509番1, 4509番2, 4510番1, 4510番2, 字湯ノ沢4655番, 4659番, 4662番, 鷺子字小川原1936番1, 字額月1687番, 1708番, 1709番1, 1709番2, 1711番, 1713番から1715番まで, 1713番1, 1713番3, 1713番4, 1716番, 字皿久保703番, 704番, 字下高沢1948番13, 字関ノ沢416番, 字滝ノ沢972番1, 973番, 字柳沢401番1, 401番3, 字藤沢3313番, 3335番1から3335番4まで, 3336番, 3342番1, 3342番2, 3343番1, 3343番2, 3345番, 3353番, 3356番3, 長倉字新地1050番2, 1326番1, 1329番5, 字古愛宕1705番1, 1075番2, 石岡市大増字石カサ子3466番, 字金倉1700番, 字岡田3442番, 字唐沢2109番, 2109番1, 2110番, 2112番1から2112番4まで, 字後合3464番, 字砂金1707番1, 1707番3, 1707番5, 字石畑1694番から1697番まで, 字畑ケ沢421番, 422番, 1706番1から1706番3まで, 大塚字山田1688番1, 1688番2, 1689番2, 1699番1, 1699番31, 1699番32, 1700番1から1700番3まで, 1701番1, 1701番2, 太田字膳棚1430番, 1431番1, 1434番4, 1434番5, 1434番イ・1434番ロ合併の4, 1434番イ・1434番ロ合併の5, 1435番1, 1435番5, 中戸字柳沢1657番から1659番まで, 1658番2, 1669番, 1672番, 1674番, 1677番, 乙1669番, 乙1682番, 乙1683番, 上曾字割石2594番, 吉生字麻奈板倉1330番, 1342番, 字細ノ尾1344番, 小幡字山寺山1999番1, 字佐渡山乙1997番, 字盆尾山1985番1, 1986番1, 真家字岩婦897番1, 字成沢907番, 910番

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字新地1050番2, 1326番1, 1329番5, 字古愛宕1705番1, 1705番2, 字石畑1694番から1697番まで, 字畑ヶ沢421番, 422番, 1706番1から1706番3まで, 字金倉1700番, 字唐沢2110番, 2112番1から2112番4まで, 字後合3464番, 字砂金1707番1, 1707番3, 1707番5, 字膳棚1430番, 1431番1, 1434番4, 1434番イ・1434番口合併の5, 字柳沢1658番, 1658番2, 1672番, 1677番, 乙1669番, 乙1682番, 乙1683番, 字山田1688番1, 1688番2, 1689番2, 1699番1, 1699番31, 1699番32, 1700番1から1700番3まで, 1701番1, 1701番2, 字割石2594番, 字麻奈板倉1330番, 1342番, 字細ノ尾1344番, 字山寺山1999番1, 字佐渡山乙1997番, 字盆尾山1985番1, 1986番1, 字岩婦897番1, 字成沢907番, 910番

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茨城県常陸大宮市油河内字熊久保165番2, 字三山1078番1, 1078番6, 泉字江ノ上71番1, 字下丁101番, 字仲80番, 90番, 入本郷字坪ノ上1380番1, 1380番2, 字芋久保951番1から951番6まで, 字深山1404番2, 字粒栗1435番1, 字留野字サヌキ山540番, 字中城292番, 字七沢685番, 字塙639番1, 639番4, 大岩字宇津木久保2050番, 字大土1737番1, 1737番2, 字岡ノ入1702番2, 字上小沼1584番, 字小舟沢1563番, 1564番, 字四斗蒔向1582番, 字田ノ谷津1731番1, 字仲坪向455番42, 455番口ノ1, 字根岸1041番, 字屋敷沢2048番, 小瀬澤字坪戸1357番2, 小田野字田沢1631番, 上小瀬字上野5436番2, 字館1259番, 1262番, 字バツケ下3902番3, 3902番7, 3902番8, 北富田字柄作262番1, 字彦沢251番1, 字長崎792番, 793番, 792番1, 久隆字駒ヶ作886番, 字十石沢675番, 字セノノ126番, 字弥三作805番1, 字芳田15番2, 字ヨシタ15番4, 氷之沢字野沢向1780番, 1781番1, 小舟字上砂羅向2546番, 塩原字七郎内2392番, 下檜沢字町井沢1036番, 字寄藤576番, 577番, 高部字市ヶ沢4664番1, 4664番2, 字永向沢3374番1, 字桐ノ目3826番1, 字蔵見ヶ沢3267番1, 3267番2, 字小倉沢2666番3, 字小ノ久保2319番1, 字館山4007番, 字地境入2991番, 字地境向2321番1, 2326番8, 字塔ノ入2628番1, 字中内3283番, 字畑向2278番3, 字道ノ入2328番1, 2329番, 字向山2702番, 2703番, 2704番1, 2705番, 字森2187番1, 2187番3, 富岡字下坪2189番, 2220番, 字仲坪2187番1, 字不動山2223番1, 2224番, 2225番, 2227番, 2229番, 仲居字入口698番2, 野口字滝沢3037番, 字津浪2999番1, 2999番3から2999番6まで, 字細内3646番1, 字町井1340番1, 野口平字大滝1402番, 字菖蒲作1400番2, 野田字砂金2973番, 2981番, 2986番1, 松の草字代田335番2, 盛金字堰場552番, 553番1, 554番1, 字鳥沢593番3, 山方字赤木6309番2, 6309番4, 字瀧ノ上6665番1, 6667番1, 6667番4から6667番6まで, 吉丸字アカフキ800番, 字ツナキ沢7番1から7番3まで, 字ハツケ10番1, 字別当原289番1, 字別当原289番3, 289番4, 290番, 鷺子字雨ヶ沢3418番1, 3418番2, 字伊豆原1235番, 字踊沢3572番, 字越路2600番, 字三川戸3252番1, 字三寸巻2860番, 字下高沢1948番10, 1948番14, 1948番49, 1948番50, 字助呑1005番, 字関ノ沢412番, 3205番, 字高ヶ杭3395番1, 3395番2, 字滝ノ沢972番1, 字立ノ山786番1, 786番2, 字鳥居戸3167番1, 3167番2, 字仲坪3485番3, 字村戸内3473番, 字和田向2685番5, 北町90番, 92番1, 92番2, 93番1,

103番, 下町1943番1, 1943番2, 国長字山岸2019番, 石岡市太田字櫻本613番イ・613番口合併, 字桜本614番1, 614番2, 大增字砂子田1824番, 1825番2, 字竹山乙2969番, 字長石453番, 久慈郡大子町大字袋田字大北向187番1, 187番3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は, 択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を茨城県庁並びに関係市役所及び町役場に備えおいて縦覧に供する。)

茨城県告示第546号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき, 結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合の事業計画の変更については, 次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 結城市大字結城8424番地(結城市役所内)

事 業 施 行 期 間 自 平成20年12月8日

至 平成25年3月31日

施 行 地 区 結城市大字上山川字大久保, 字須久保塚及び

大字矢畑字大久保, 字大谷口の各一部と

大字矢畑字須久保塚の全部

設立認可の年月日 平成20年12月8日

2 変更認可の年月日 平成22年4月26日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第31号

警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

平成22年4月26日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

1 講習に係る警備業務の区分及び講習期間

- (1) 警備業法第 2 条第 1 号に規定する警備業務  
平成22年 7 月 6 日 (火) から 7 月 15 日 (木) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の 8 日間
- (2) 警備業法第 2 条第 2 号に規定する警備業務  
平成22年 8 月 19 日 (木) から 8 月 26 日 (木) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の 6 日間
- (3) 警備業法第 2 条第 3 号に規定する警備業務  
平成22年 9 月 1 日 (水) から 9 月 8 日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の 6 日間
- (4) 警備業法第 2 条第 4 号に規定する警備業務  
平成22年 10 月 26 日 (火) から 11 月 2 日 (火) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の 6 日間

## 2 講習場所

茨城県水戸市水府町864番地の 4 茨城県職業人材育成センター

## 3 受講定員

各講習とも 30 名

## 4 受講資格

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1 級検定」という。) に係る法第23条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。) に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込手続

### (1) 事前申込

#### ア 申込方法

受講を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課 (講習受付専用電話029-301-0789) あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、代理人による申込み、講習受付専用電話以外での受付は行わない。

#### イ 申込期間

##### (ア) 1 の(1)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成22年 5 月 24 日 (月) から 5 月 25 日 (火) までの間の午前 9 時から午後 5 時まで

##### (イ) 1 の(2)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成22年 6 月 29 日 (火) から 6 月 30 日 (水) までの間の午前 9 時から午後 5 時まで

##### (ウ) 1 の(3)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成22年 7 月 21 日 (水) から 7 月 22 日 (木) までの間の午前 9 時から午後 5 時まで

##### (エ) 1 の(4)に掲げる警備業務の区分に係る講習



平成22年9月14日(火)から9月15日(水)までの間の午前9時から午後5時まで  
ただし、各講習とも定員になり次第締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 申込書提出期間

(ア) 1の(1)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成22年6月7日(月)から6月11日(金)までの間の午前9時から午後5時まで

(イ) 1の(2)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成22年7月12日(月)から7月16日(金)までの間の午前9時から午後5時まで

(ウ) 1の(3)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成22年7月26日(月)から7月30日(金)までの間の午前9時から午後5時まで

(エ) 1の(4)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成22年9月27日(月)から10月1日(金)までの間の午前9時から午後5時まで

なお、代理人、郵送等による提出は認めない。

イ 申込書提出場所

茨城県内の各警察署生活安全課(係)

ウ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの)1通及び受講対象者に該当することを疎明する書面1通

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

a 前記4(1)に該当する者

警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 前記4(2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

c 前記4(3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

d 前記4(4)に該当する者

旧1級検定の合格証の写し

e 前記4(5)に該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

6 受講手数料及び納付方法

受講申込書提出の際、警備業法第2条第1号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料(47,000円)、警備業法第2条第2号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料(38,000円)、警備業法第2条第3号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料(38,000円)、警備業法第2条第4号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料(34,000円)を、それぞれ茨城県収入証紙により納入すること。

なお、納入した受講手数料は返還しない。

7 受講時の携行品

筆記具, 警備業関係法令集等

8 講習の委託

本講習は, 社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

9 その他

- (1) 本講習終了後, 修了考査を行い, 当該講習の課程を修了したと認められる者に対して, 警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (2) 不明な点については, 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係 (029-301-0110内線3033) へ問い合わせること。

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第47号

選挙管理委員会が, 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第161条第1項第3号の規定により, 個人演説会, 政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成22年4月26日

茨城県選挙管理委員会委員長 大津 晴也

指定した選挙管理委員会	施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
水戸市選挙管理委員会	水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市選挙管理委員会	水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市選挙管理委員会	水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市選挙管理委員会	水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市選挙管理委員会	水戸市常磐市民センター	水戸市上水戸4丁目7番24号
水戸市選挙管理委員会	水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市選挙管理委員会	水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市選挙管理委員会	水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1765番地の3
水戸市選挙管理委員会	水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市選挙管理委員会	水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市選挙管理委員会	水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市選挙管理委員会	水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市選挙管理委員会	水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市選挙管理委員会	水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市選挙管理委員会	水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市選挙管理委員会	水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の40
水戸市選挙管理委員会	水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市選挙管理委員会	水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市選挙管理委員会	水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市選挙管理委員会	水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市選挙管理委員会	水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目250番地の4
水戸市選挙管理委員会	水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市選挙管理委員会	水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市選挙管理委員会	水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市選挙管理委員会	水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市選挙管理委員会	水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市選挙管理委員会	水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1

指定した選挙管理委員会	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
水戸市選挙管理委員会	水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市選挙管理委員会	水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市選挙管理委員会	水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
石岡市選挙管理委員会	ふれあいの里石岡ひまわりの館	石岡市大砂10527番地6

## 公 告

### ●茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により昭和50年6月10日付けで定めた茨城県土地利用基本計画について、平成22年4月9日付けで次のとおりその一部を変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、関係図書は、茨城県企画部水・土地計画課並びに関係する市役所及び町村役場において一般の縦覧に供する。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 計画書

計画書を次のように改める。

前文 土地利用基本計画策定の趣旨

この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、茨城県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画）（第四次）及び茨城県国土利用計画（第四次）（以下「県国土利用計画」という。）を基本として策定したものである。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通して間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

#### 1 土地利用の基本方向

##### (1) 県土利用の基本方向

県土は、生活や生産といった諸活動の基盤であり、県民共有の財産であるが、人口減少・高齢社会の急速な進展や、安全・安心な暮らしの確保、環境問題への具体的な取組の必要性など、県土をめぐる状況は大きく変化している。

県土が、現在と将来の県民のための限られた資源であることにかんがみ、これらの基本的条件の変化や、それに伴う土地利用上の課題に対応した県土利用を進め、良好な生活環境の確保と県土の更なる発展を目指すものとする。

特に、本県では、平坦な地形を背景として市街地が点在しており、モータリゼーションの進展とも相まって市街地の低密度化や都市機能の拡散立地が進行しており、このような拡散型の土地利用を放置した場合、都市基盤の維持管理コストの増大や、生活関連サービスの低下、地域コミュニティの活力低下など、様々な影響が懸念される。



このため、持続可能な地域形成に向け、地域の特性に応じて生活に必要な都市機能の確保を図ることを基本としつつ、中長期的には拡散型土地利用を抑制し、公共交通を軸とした暮らしやすい集約型土地利用へ転換を図っていくこととする。

今後の県土利用に当たっては、県国土利用計画に掲げた以下の県土利用の基本方針に基づき、その有効利用と適切な維持管理及び質的向上を図り、より良い状態で県土を次世代に引き継ぐものとする。

#### ア 県土の有効利用と土地需要の量的調整

都市的土地利用については、拡散型土地利用から地域の特性に応じた集約型土地利用への転換を図るとの方針のもと、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、都市機能の集約・効率化を図るとともに、無秩序な都市機能の拡散を抑制するなど、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。

一方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、農用地、森林等の有効利用と適正な保全、耕作放棄地等の適切な利用と発生防止により、減少傾向を抑制する。

また、土地利用転換については、転換の不可逆性や、自然循環系及び景観への影響をかんがみ、慎重な配慮の下で適切に行う。

#### イ 県土利用の質的向上

##### (ア) 安全で安心できる県土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土利用を基本としつつ、減災の考え方も踏まえ、生産機能など社会的機能の適正配置、防災拠点整備、オープンスペースの確保、建築物やライフライン施設の耐震化、水系の総合管理、農用地の管理保全、森林の県土保全機能の向上などにより県土の安全性を総合的に高める。

##### (イ) 循環と共生を重視した県土利用

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、低炭素型の都市・地域づくりを進め、自然のシステムにかなった県土利用を進める。

##### (ウ) 美しくゆとりある県土利用

人と自然の営みの調和を図るとともに、景観計画の策定促進などにより、ゆとりある都市環境の形成や農山漁村における緑豊かな環境の確保を図り、美しくゆとりある県土利用を進める。

#### ウ 活力ある県土利用

本県が活力を維持しさらに発展していくため、広域交通ネットワークの整備効果や自然・経済・文化・人的資源などの地域資源を最大限に活用しながら、科学技術創造立国の一翼を担う産業大県づくり、魅力的で質の高いまちづくり、農林水産業や地場産業等の活性化などを推進するとともに、地域間連携や広域的な交流、定住などを促進するための土地利用を図る。

#### エ 県土利用の総合的マネジメント

土地利用上の諸課題が顕在化する中で、県土の利用を総合的にとらえ、地域の実情に即した土地利用のマネジメントを行っていくことが重要である。

このため、地域における県土利用の基本的考え方について合意形成を図るとともに、県や市町村による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、地域住民、企業、NPO等による県土管理につながる取組など、多様な主体の参画・連携を促進する。

#### (2) 地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえつつ、地域の特性に即し、特色ある土地利用が図られるよう適切に対処しなければならない。

地域区分は、県国土利用計画に基づき、県北山間、県北臨海、県央、鹿行、県南及び県西の6地域区分とする。

#### ア 県北山間地域

この地域では、地域特性を活かした農林業や地場産業の振興、工業団地への企業立地の推進、公共交通を軸とした地域内や近隣地域との連携、生活環境基盤の充実などにより安心して暮らし続けることができる居住環境の確保を図る。

また、豊かな自然環境と広域交通ネットワークを活かしたグリーンツーリズム交流空間の形成、ゆとりある暮らしを楽しめる二地域居住など都市部からの移住・交流、地域資源を活用した広域観光の促進などにより、コミュニティの維持と地域の活性化を図る。

#### イ 県北臨海地域

この地域では、中性子を利用した世界最高性能の研究施設である大強度陽子加速器施設を利用して研究開発や産業利用を図るとともに、我が国を先導する先端産業地域の形成を目指す。

また、日立地区におけるものづくり技術の集積を活かし、研究開発型の企業立地や地域産業の高度化を進め、競争力のあるものづくり産業地域の形成を目指す。

さらに、国際流通拠点としての茨城港常陸那珂港区や北関東自動車道などの広域交通ネットワークを活かした産業集積や、安全で快適に暮らせる生活基盤の整備などを進め活力ある都市圏の形成を図る。

一方で、優れた景観を有する海岸を保全し、ブルーツーリズム等による交流空間として活用する土地利用を行う。

#### ウ 県央地域

この地域では、豊かな自然環境を保全しつつ、北関東自動車道や茨城空港などの広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の集積促進、地域特性を活かした農林水産業の振興、歴史・文化資源等多様な地域資源を活用した広域的な交流・連携の促進などにより地域活力の維持向上を図る土地利用を行う。

また、良好な都市基盤の整備や商業・業務、医療・福祉などの高次都市機能の充実などにより、北関東の発展を先導する安全で快適な中核都市圏の形成を目指した土地利用を行う。

#### エ 鹿行地域

この地域では、鹿島港や東関東自動車道水戸線などの広域交通ネットワークや県内最大の工業集積を活かし、鹿島臨海工業地帯の一層の競争力を強化するとともに、公共交通の維持確保や都市基盤の整備を行い、地域活力の維持向上を図る土地利用を行う。

また、安全で高品質な農作物を提供できる園芸産地の育成や生産基盤の整備、環境にやさしい農業の推進などにより、農用地を保全する。

さらに、スポーツ資源の活用や、美しい海岸線などの保全・活用による交流を促進するとともに、霞ヶ浦や北浦など公共用水域の浄化に努め、豊かな水辺空間とうるおいのある居住環境の形成を図る。

#### オ 県南地域

この地域では、つくばにおける高度な科学技術の集積と成田国際空港や茨城空港、首都圏中央連絡自動車道などの広域交通ネットワークを活かした幅広い産業集積を促進するとともに、つくばエクスプレス沿線地域や常磐線沿線地域等においては安全で快適な質の高いまちづくりを進め、豊かな自然環境や農用地の保全とのバランスを図りながら計画的な土地利用を行う。

また、筑波山などの優れた自然環境の保全や霞ヶ浦などの公共用水域の浄化に努め、うるおいのある居住環境の形成を図る。

さらに、食の安全などのニーズに応えられる産地づくりや生産基盤の整備、都市農村の交流などにより、農用地の確保を図る。

#### カ 県西地域

この地域では、北関東自動車道などの整備効果を活かし、自然環境の保全を図りつつ、筑西地方拠点都市地域を中心とした計画的な産業集積や既存ストックを活用した市街地整備を行う。

首都圏中央連絡自動車道沿線地域については、幅広い産業集積の促進と、安全で快適な質の高いまちづくりを進め、豊かな自然環境や農用地の保全とのバランスを図りながら計画的な土地利用を行う。

農用地については、食の安全などのニーズに応えられる産地づくりや生産基盤の整備、都市農村交流の促進などにより、首都圏の農産物供給基地としてその保全を図る。

また、県際地域においては多様な資源を活用し、地域活力を維持する広域的な交流・連携を促進する。

### (3) 五地域の土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図る。

#### ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮するとともに、無秩序な拡散型の土地利用を抑制し、人口減少社会に対応した集約型土地利用に向けて、適正かつ効率的な土地利用を行うものとする。

(ア) 市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域をいう。以下同じ。）においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮するとともに、既存ストックの有効活用に重点を置きながら、市街地の整備、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進することにより都市機能の集積を図る。

また、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

(イ) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、原則として、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図り、市街化を抑制するものとする。

(ウ) 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域（以下「非線引き都市計画区域」という。）における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとする。

また、非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域の土地利用については、良好な田園環境を維持するため、必要に応じて特定用途制限地域の指定等都市計画制度を活用し適正な土地利用がなされるよう誘導する。

#### イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、農業生産活動を通じて、県土保全、環境保全、景観形成等、多面的機能の発揮も期待されることから、現況農用地は、極力その保全と有効利用を図るとともに、意欲ある担い手への利用集積を促進し、耕作放棄地の発生防止に努めるものとする。その際、優良農地の確保に加え高付加価値型・集約型農業、兼業農家等における小規模な利用、粗放的管理や市民農園としての利用等、多様な農用地の利用により農業空間の維持を図るものとする。

また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8

条第 2 項第 1 号の規定による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。)において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保し、整備するものとする。

- (ア) 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。
- (イ) 農用地区域を除く農業地域内の農用地については、農用地区域と一体として農業の振興を図る地域であるので、原則として保全するものとする。ただし、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合、転用を行えるものとするが、この場合であっても、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地の転用は、原則として行わないものとする。

#### ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

近年、地球温暖化の防止、県土や自然の保全に係る森林の果たす役割の重要性が高まっていることから、森林地域の土地利用については、木材等の林産物の供給機能とともに、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、山地災害の防止、レクリエーションの場の提供、良好な景観の形成等、森林の有する多面的な機能をも将来世代にわたって享受できるよう多様で健全な森林の整備を図るものとする。

さらに、平地林や里山林においては、地域住民等による身近な緑としての保全・整備を促進するとともに、貴重な動植物が生息・生育する森林については、次世代へ引き継ぐ財産として、適正な維持と自然環境の保全を図るものとする。

- (ア) 保安林（森林法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による保安林をいう。以下同じ。）の区域については、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、その積極的な配備と適正な管理を進めるとともに他用途への転用は行わないものとする。
- (イ) 保安林の区域を除く森林地域については、多面的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

#### エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地でありその利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

- (ア) 特別保護地区（自然公園法第 14 条第 1 項の規定による特別保護地区をいう。）については、その指定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとする。
- (イ) 特別地域（自然公園法第 13 条第 1 項又は第 60 条第 1 項の規定による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は、極力避けるものとする。
- (ウ) 特別地域を除く自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるものとする。

#### オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないもの



であることにかんがみ、広く県民が、その恵沢を享受するとともに将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

(ア) 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第14条第1項の規定による原生自然環境保全地域をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、自然の推移にゆだねるものとする。

(イ) 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項の規定による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

(ウ) 特別地区を除く自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

## 2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3地域以上が重複する地域においては、この調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

### (1) 調整指導方針

#### ア 都市地域と農業地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と農用地区域とが重複する場合  
農用地としての利用を優先するものとする。

(イ) 市街化調整区域と農用地区域を除く農業地域とが重複する場合  
原則として、農業上の利用を優先するものとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。

(ウ) 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と農用地区域を除く農業地域とが重複する場合  
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

#### イ 都市地域と森林地域とが重複する地域

(ア) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとする。

(イ) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合  
原則として、都市的な利用を優先するものとするが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

(ウ) 市街化調整区域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合  
原則として、森林としての利用を優先するものとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。

(エ) 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合  
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

#### ウ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域及び用途地域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合  
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

(イ) 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

(ウ) 市街化調整区域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合  
原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑

制するものとする。

- (エ) 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合

原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとするが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

エ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- (ア) 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

- (イ) 市街化調整区域と特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合

原則として、自然環境としての保全を優先するものとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。

- (ウ) 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合

原則として、自然環境としての保全を優先するものとするが、自然環境としての保全との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

オ 農業地域と森林地域とが重複する地域

- (ア) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

- (イ) 農用地区域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

- (ウ) 農用地区域を除く農業地域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合

原則として、森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

カ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- (ア) 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

- (イ) 農業地域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合

原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとするが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

キ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- (ア) 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

- (イ) 農業地域と特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合

原則として、自然環境としての保全を優先するものとするが、自然環境としての保全との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

ク 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

ケ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

## (2) 留意事項

土地利用調整に当たっては、併せて次に掲げる留意事項についても十分留意することとする。

## ア 土地利用の規制等に関する法令の理念及びその基本方針

法令の理念を遵守し、その相互の有機的運動の下に、土地の合理的利用を確保する。

## イ 市町村の土地利用に関する諸計画及び施策

市町村において総合調整を了した土地利用に関する施策等との整合性を図りつつ、土地利用を調整する。

## ウ 農用地の利用転換

食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的  
土地利用との調整を図りつつ、無秩序な転換を防止し、優良農地が確保されるよう十分考慮する。

## エ 森林の利用転換

森林の有する公益的機能を十分考慮して、森林資源の維持造成と持続可能な林業経営に留意しながら、そ  
の周辺の土地利用との調整を図る。

## オ 農山村の混住化の進行する地域等における土地利用の転換

土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農用  
地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

## カ 大規模な土地利用の転換

影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、  
環境の保全等に配慮しつつ、茨城県県土利用の調整に関する基本要綱等に基づき、適正な土地利用を図る。

## 2 計画図

変更の要旨は、次のとおりである。

変更の内容	変更面積	関係市町村名
森林地域の縮小	27ha	結城市、龍ヶ崎市、笠間市、つくば市、潮来市、 行方市、小美玉市

## ●管理理容師資格認定講習会の指定

管理理容師資格認定講習会について、次のとおり理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定によ  
り指定する。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 主催者

東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F

財団法人 理容師美容師試験研修センター

## 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

埼玉県さいたま市大宮区宮町2-96-1 三井生命大宮宮町ビル4F

財団法人 理容師美容師試験研修センター 北関東ブロック事務所

電話 048 (642) 2431

## 3 講習期間及び日程

平成22年11月30日から平成22年12月14日までの間における次の3日間

講習日		午 前	午 後
第 1 日	平成22年11月30日	公衆衛生	公衆衛生及び衛生管理
第 2 日	平成22年12月 7 日	衛生管理	衛生管理
第 3 日	平成22年12月14日	衛生管理	衛生管理

## 4 申込書の配布及び受付期間

平成22年10月1日から平成22年10月20日まで

## 5 講習会場の名称及び所在地

茨城県 JA 会館

茨城県水戸市梅香 1 - 1 - 4

## 6 講習予定人員

30名

## 7 講習料

1 人 18,000円

~~~~~

●管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により指定する。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 主催者

東京都江東区有明 3 - 7 - 26 有明フロンティアビル B 棟 9 F

財団法人 理容師美容師試験研修センター

## 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

埼玉県さいたま市大宮区宮町 2 - 96 - 1 三井生命大宮宮町ビル 4 F

財団法人 理容師美容師試験研修センター 北関東ブロック事務所

電話 048 (642) 2431

## 3 講習期間及び日程

平成22年11月30日から平成22年12月14日までの間における次の3日間

| 講習日   |              | 午 前  | 午 後        |
|-------|--------------|------|------------|
| 第 1 日 | 平成22年11月30日  | 公衆衛生 | 公衆衛生及び衛生管理 |
| 第 2 日 | 平成22年12月 7 日 | 衛生管理 | 衛生管理       |
| 第 3 日 | 平成22年12月14日  | 衛生管理 | 衛生管理       |

## 4 申込書の配布及び受付期間

平成22年10月1日から平成22年10月20日まで

## 5 講習会場の名称及び所在地

茨城県 JA 会館

茨城県水戸市梅香 1 - 1 - 4



6 講習予定人員

150名

7 講習料

1人 18,000円

●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(基本重力測量)
- 3 作業期間 平成22年4月16日～平成23年3月18日
- 4 作業地域 石岡市、つくば市

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成22年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北相馬郡利根町大字上曾根字二の耕地420番2
- 2 事業主の住所及び氏名  
取手市井野団地2番9-401号  
豊 島 清 二, 豊 島 幸 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城市大字鹿窪字鍋内1029番7, 同番8, 同番11
- 2 事業主の住所及び氏名  
結城市大字林726番地1(市営上林住宅26号)  
工 藤 忠, 工 藤 延 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡五霞町大字小手指字三番縄455番3, 456番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
猿島郡五霞町大字小手指2094番地16  
杉 田 朝 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字大歩字高峪道北335番6, 同番13

## 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字西泉田1279番地 (泉コーポ5号室)

上 原 美 嗣, 上 原 幸 恵

( 企 業 局 )

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年4月26日

茨城県公営企業管理者 企業局長 渡 邊 一 夫

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

①水道用次亜塩素酸ナトリウム 5,510,070kg ②茨城県企業局総務課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成22年3月26日 ④東鉱商事株式会社 日立営業部統括部長 佐藤勉 茨城県日立市幸町1丁目3番8号 ⑤24.8円(1kg当たり)に100分の105を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦平成22年1月25日

①水道用ポリ塩化アルミニウム 10,326,430kg ②茨城県企業局総務課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成22年3月26日 ④林六株式会社 東京支店 取締役支店長 石橋敏明 東京都千代田区神田美倉町10番地 共同ビル5階 ⑤17.88円(1kg当たり)に100分の105を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦平成22年1月25日

①水道用粉末活性炭 1,045,424kg ②茨城県企業局総務課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成22年3月26日 ④株式会社マルセ薬品 代表取締役 飯島卓 茨城県土浦市文京町6番1号 ⑤160円(1kg当たり)に100分の105を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦平成22年1月25日

( 病 院 局 )

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年4月26日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 茨城県立中央病院院内清掃業務 一式
- 2 担当部局茨城県病院局経営管理課 茨城県立中央病院  
茨城県笠間市鯉淵6528番地

- 3 落札決定日 平成22年 3 月19日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社明和産業  
東京都中野区東中野 3 丁目13番19号
- 5 落札価格 54,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成22年 2 月 8 日
- 8 落札方式 最低価格

( 監 査 委 員 )

**茨城県監査委員公告第 1 号**

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 4 項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年4月26日

茨城県監査委員 石 川 多 聞  
同 細 谷 典 幸  
同 島 崎 英 男  
同 齋 藤 良 彦

| 機 関 名                     | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                    |
|---------------------------|-----------|------------------------------|
| 茨城県古河保健所                  | 22. 3. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県県南家畜保健衛生所              | 22. 3. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県水戸警察署                  | 22. 3. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県ひたちなか西警察署              | 22. 3. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県筑西警察署                  | 22. 3. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立海洋高等学校                | 22. 3. 16 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立鹿島灘高等学校               | 22. 3. 16 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立友部養護学校                | 22. 3. 16 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立消防学校                  | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県大阪事務所                  | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立土浦産業技術専門学院            | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センター  | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県畜産センター養豚研究所            | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立日立北高等学校               | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名                    | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                    |
|--------------------------|-----------|------------------------------|
| 茨城県立つくば工科高等学校            | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立牛久栄進高等学校             | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県石岡警察署                 | 22. 3. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県県南農林事務所稲敷地域農業改良普及センター | 22. 3. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立日立第一高等学校             | 22. 3. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立日立工業高等学校             | 22. 3. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立太田第二高等学校             | 22. 3. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立潮来高等学校               | 22. 3. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立石岡商業高等学校             | 22. 3. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立江戸崎総合高等学校            | 22. 3. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立結城第二高等学校             | 22. 3. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県境警察署                  | 22. 3. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立土浦第二高等学校             | 22. 3. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立竜ヶ崎第二高等学校            | 22. 3. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県那珂警察署                 | 22. 3. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県県西農林事務所結城地域農業改良普及センター | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県農業総合センター山間地帯特産指導所     | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県鹿行家畜保健衛生所             | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立佐和高等学校               | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立茨城東高等学校              | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立鹿島高等学校               | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立神栖高等学校               | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立藤代紫水高等学校             | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立下館第二高等学校             | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立下館工業高等学校             | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立鬼怒商業高等学校             | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立水海道第一高等学校            | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立総和高等学校               | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名               | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                    |
|---------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 茨城県立境高等学校           | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立盲学校             | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立美浦養護学校          | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県常総警察署            | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県古河警察署            | 22. 3. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県筑西児童相談所          | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県農業総合センター農業大学校    | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県日立港湾事務所          | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立磯原高等学校          | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立磯原郷英高等学校        | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立笠間高等学校          | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立三和高等学校          | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立猿島高等学校          | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立水戸高等養護学校        | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県陶芸美術館            | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県大宮警察署            | 22. 3. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立リハビリテーションセンター   | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県動物指導センター         | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県県北農林事務所高萩土地改良事務所 | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県県西家畜保健衛生所        | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、現金の保管に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県常陸大宮土木事務所大子工務所   | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県常陸那珂港湾事務所        | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県那珂水系ダム建設事務所      | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立水戸農業高等学校        | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立鉾田第二高等学校        | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立波崎柳川高等学校        | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立土浦工業高等学校        | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、財産に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。    |
| 茨城県立竜ヶ崎南高等学校        | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |



| 機 関 名          | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                    |
|----------------|-----------|------------------------------|
| 茨城県立総和工業高等学校   | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立友部東養護学校    | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県近代美術館つくば分館  | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県鉾田警察署       | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県竜ヶ崎警察署      | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県結城警察署       | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県稲敷警察署       | 22. 3. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県県北県民センター    | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県土浦児童相談所     | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県県西食肉衛生検査所   | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立鹿島産業技術専門学院 | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所  | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県県西教育事務所     | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立北茨城高等学校    | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立小瀬高等学校     | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立山方商業高等学校   | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立勝田工業高等学校   | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立東海高等学校     | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立玉造工業高等学校   | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立土浦湖北高等学校   | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立並木高等学校     | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立並木中等教育学校   | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立荃崎高等学校     | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立下館第一高等学校   | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立古河第三高等学校   | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立境西高等学校     | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立下妻養護学校     | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県大子警察署       | 22. 3. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名                    | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                    |
|--------------------------|-----------|------------------------------|
| 茨城県日立保健所                 | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立古河産業技術専門学院           | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立高萩高等学校               | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立高萩清松高等学校             | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立太田第一高等学校             | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立太田第二高等学校里美校          | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立竹園高等学校               | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立上郷高等学校               | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立取手第一高等学校             | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立取手第二高等学校             | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立八千代高等学校              | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立岩井西高等学校              | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立伊奈高等学校               | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立伊奈養護学校               | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立協和養護学校               | 22. 3. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県霞ヶ浦環境科学センター           | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県竜ヶ崎保健所                | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県南食肉衛生検査所              | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県県西農林事務所坂東地域農業改良普及センター | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県畜産センター                | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立常陸大宮高等学校             | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立水戸南高等学校              | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立大洗高等学校               | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立友部高等学校               | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立波崎高等学校               | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立土浦第三高等学校             | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立竜ヶ崎第一高等学校            | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立明野高等学校               | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名             | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                    |
|-------------------|-----------|------------------------------|
| 茨城県立真壁高等学校        | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立石下高等学校        | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立石下紫峰高等学校      | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立水海道第二高等学校     | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立古河第一高等学校      | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立古河第二高等学校      | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立勝田養護学校        | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立つくば養護学校       | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| ミュージアムパーク茨城県自然博物館 | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県土浦警察署          | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県下妻警察署          | 22. 3. 30 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立中央看護専門学校      | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立茨城学園          | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県畜産センター肉用牛研究所   | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立勝田高等学校        | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立那珂湊第一高等学校     | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立那珂湊第二高等学校     | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立那珂湊高等学校       | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立常北高等学校        | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立土浦第一高等学校      | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立中央高等学校        | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立取手松陽高等学校      | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立下妻第二高等学校      | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県近代美術館天心記念五浦分館  | 22. 3. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

#### 茨城県監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年4月26日



茨城県監査委員 石 川 多 聞  
 同 細 谷 典 幸  
 同 島 崎 英 男  
 同 齋 藤 良 彦

| 団 体 名                    | 実施年月日     | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 監 査 の 結 果                                    |
|--------------------------|-----------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 財団法人 いば<br>らき文化振興財<br>団  | 22. 3. 16 | 平成20年度 | [出資金]<br>県出資金 30,000,000円<br>(基本金) 30,000,000円<br>県出捐金 (いばらき文化振興基金)<br>県出捐金 660,000,000円<br>(基金) 660,000,000円<br>[補助金]<br>いばらき文化振興財団運営費補助金<br>98,189,609円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県立県民文化センター<br>305,650,000円                                                                                                                                                                            | 出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。      |
| 茨城県道路公社                  | 22. 3. 17 | 平成20年度 | [出資金]<br>県出資金 9,232,800,000円<br>(基本金) 11,706,300,000円<br>[損失補償限度額]<br>茨城県道路公社事業運営資金貸付金債務保証 18,000,000,000円<br>[貸付金]<br>茨城県道路公社事業運営資金貸付金<br>924,000,000円                                                                                                                                                                                                                              | 出資及び貸付金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。      |
| 株式会社 茨城<br>ポートオーソリ<br>ティ | 22. 3. 19 | 平成20年度 | [出資金]<br>県出資金 1,561,326,536円<br>(資本金) 2,947,800,000円<br>[公の施設の指定管理料]<br>大洗マリーナ 0円<br>大洗港の魚釣園 6,050,000円<br>大洗港港中央公園 4,250,000円                                                                                                                                                                                                                                                       | 出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 財団法人 茨城<br>県教育財団         | 22. 3. 19 | 平成20年度 | [出資金]<br>県出資金 10,000,000円<br>(基本金) 10,000,000円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県立西山研修所 122,113,075円<br>茨城県立中央青年の家 169,103,823円<br>茨城県立白浜少年自然の家<br>115,665,155円<br>茨城県立さしま少年自然の家<br>123,691,032円<br>茨城県立吾国山洗心館 89,754,878円<br>茨城県水戸生涯学習センター<br>243,774,222円<br>茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ<br>227,799,433円<br>茨城県県南生涯学習センター<br>187,860,514円<br>茨城県県西生涯学習センター<br>172,058,908円<br>茨城県立歴史館 538,579,530円 | 出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 財団法人 いば<br>らき腎バンク        | 22. 3. 26 | 平成20年度 | [出資金]<br>県出資金 281,288,000円<br>(基本金) 417,825,591円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。            |

| 団 体 名                 | 実施年月日     | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                 | 監 査 の 結 果                                |
|-----------------------|-----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 財団法人 茨城県建設技術管理センター    | 22. 3. 26 | 平成20年度 | [出資金]<br>県出資金<br>(基本金)<br>28,000,000円<br>112,000,000円                                                                                                     | 出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。        |
| 学校法人 東京医科大学           | 22. 3. 26 | 平成20年度 | [補助金]<br>看護師等養成所運営費補助金<br>20,714,000円                                                                                                                     | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。       |
| 医療法人 直志会              | 22. 3. 26 | 平成20年度 | [補助金]<br>茨城県精神障害者社会復帰施設運営費補助金<br>41,972,000円                                                                                                              | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。       |
| 財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター  | 22. 3. 26 | 平成20年度 | [補助金]<br>生活衛生営業指導センター事業補助金<br>26,912,765円<br>生活衛生営業振興対策事業補助金<br>5,101,000円                                                                                | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。       |
| 社団法人 茨城県ふるさとづくり推進センター | 22. 3. 26 | 平成20年度 | [補助金]<br>ふるさとづくり推進センター事業補助金<br>25,203,632円                                                                                                                | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。       |
| 株式会社 いばらき森林サービス       | 22. 3. 30 | 平成20年度 | [出資金]<br>県出資金<br>(基本金)<br>100,000,000円<br>200,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県森林づくり推進体制整備事業<br>(高性能林業機械導入促進事業) 補助金<br>5,333,000円<br>茨城県森林整備担い手対策事業補助金<br>853,000円 | 出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。   |
| 医療法人社団 平仁会            | 22. 3. 30 | 平成20年度 | [補助金]<br>茨城県精神障害者社会復帰施設運営費補助金<br>43,171,000円                                                                                                              | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。       |
| 株式会社 つくば研究支援センター      | 22. 3. 30 | 平成20年度 | [公の施設の指定管理料]<br>つくば創業プラザ<br>0円                                                                                                                            | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 那珂湊漁業協同組合             | 22. 3. 30 | 平成20年度 | [公の施設の指定管理料]<br>那珂湊漁港水門<br>31,344,200円                                                                                                                    | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 鹿島臨海鉄道株式会社            | 22. 3. 31 | 平成20年度 | [出資金]<br>県出資金<br>(基本金)<br>350,000,000円<br>1,226,000,000円                                                                                                  | 出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。        |
| 財団法人 日立メディカルセンター      | 22. 3. 31 | 平成20年度 | [補助金]<br>看護師等養成所運営費補助金<br>21,149,000円<br>看護職員養成力強化事業補助金<br>2,000,000円                                                                                     | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。       |
| 社団法人 茨城県身体障害者福祉団体連合会  | 22. 3. 31 | 平成20年度 | [補助金]<br>茨城県身体障害者福祉事業費等補助金<br>23,340,718円                                                                                                                 | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。       |
| 社団法人 茨城県薬剤師会          | 22. 3. 31 | 平成20年度 | [補助金]<br>茨城県薬剤師会薬剤師バンク事業補助金<br>936,000円<br>茨城県薬剤師会事業補助金<br>11,311,274円<br>ベストライフ医薬品適正使用推進事業補助金<br>6,146,244円                                              | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。       |

| 団 体 名                        | 実施年月日     | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 監 査 の 結 果                                            |
|------------------------------|-----------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 茨城県中小企業<br>団体中央会             | 22. 3. 31 | 平成20年度 | [補助金]<br>中小企業連携組織対策事業補助金<br>121,263,341円<br>組合振興費補助金<br>4,999,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 補助金に係る出納その他の<br>事務の執行は、適正に処理さ<br>れたものと認める。           |
| 茨城県職業能力<br>開発協会              | 22. 3. 31 | 平成20年度 | [補助金]<br>茨城県職業能力開発協会補助金<br>54,000,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 補助金に係る出納その他の<br>事務の執行は、適正に処理さ<br>れたものと認める。           |
| 茨城県土地改良<br>事業団連合会            | 22. 3. 31 | 平成20年度 | [補助金]<br>土地改良施設管理指導事業補助金<br>8,972,000円<br>土地改良換地等促進事業補助金<br>6,320,000円<br>土地改良相談等事業補助金<br>1,795,000円<br>県単土地改良事業調査設計事業補助金<br>14,100,000円<br>団体営調査設計事業補助金<br>3,828,000円<br>農村総合整備推進事業補助金<br>3,500,000円<br>経営基盤強化対策事業補助金<br>5,155,000円<br>土地改良区育成強化対策事業補助金<br>300,000円<br>土地改良施設維持管理適正化事業補助<br>金<br>163,959,000円<br>担い手育成支援事業利子助成補助金<br>26,991,000円<br>土地改良負担金償還平準化事業利子補<br>給補助金<br>9,719,398円<br>土地改良負担金償還円滑化事業利子補<br>給補助金<br>118,538円 | 補助金に係る出納その他の<br>事務の執行は、適正に処理さ<br>れたものと認める。           |
| 茨城県造園業協<br>同組合               | 22. 3. 31 | 平成20年度 | [公の施設の指定管理料]<br>茨城県奥久慈憩いの森 32,975,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 公の施設の指定管理に係る<br>出納その他の事務の執行は、<br>適正に処理されたものと認め<br>る。 |
| 特定非営利活動<br>法人 日本スポ<br>ーツ振興協会 | 22. 3. 31 | 平成20年度 | [公の施設の指定管理料]<br>東町運動公園 46,471,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 公の施設の指定管理に係る<br>出納その他の事務の執行は、<br>適正に処理されたものと認め<br>る。 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)